

ライブパソコン教室サービス概要書

ライブパソコン教室入学申込前に必ず以下の内容をご確認ください。

この概要書は、ライブパソコン教室へのご入学いただく際の参考となるように大切な情報をまとめたものです。必ずご覧ください。

○教室運営会社

社名 有限会社アライブ
住所 大阪市天王寺区石ヶ辻町3-12 明和ビル201
電話番号 06-6773-1411 (代表)
代表者氏名 金澤 和也

○提供される役務について

受講内容 コンピュータの技能習得、各種資格を目指す講座
受講形態 マンツーマン指導、各種資格取得対策の少人数講座
コース パンフレットをご覧ください
受講期間 パンフレットをご覧ください (コースにより異なる)
授業時間 月～土10:00～19:00
休校日 日・祝祭日・夏季休校・年末年始
体験入学 予約制にて随時受け付け

○お支払いについて

入学金・受講料 パンフレットをご覧ください
教材費 パンフレットをご覧ください
お支払い方法 銀行振込 (振込手数料はお客様負担)、店頭現金払い、指定業者とのローン
お支払い時期 ご契約から受講開始日まで

○ご契約 (クーリングオフについて)

受講申し込みを行い、ライブパソコン教室会員利用規約及び入学申込書控えを交付した日 (署名日・受領日) を含む8日間は、書面により無条件に役務提供契約及び関連商品の売買契約の申し込みの撤回を行うことができます。但し、役務提供期間が2ヶ月超及び各契約の総支払額が5万円超のものに限ります。

クーリングオフは、契約解除の通知書面(退会届出書)を発信した日 (郵便消印日付) にその効力が生じます。

クーリングオフにより申込者は、損害賠償・違約金及び提供済み役務・施設利用料等の対価を支払う必要はありません。また当校が提供した教材は、必ず宅急便等を利用してご返却ください。

既に対価の一部または全部をお支払いいただいている場合は、全額返金いたします。

○中途解約について

クーリングオフ期間経過後の中途解約が可能です。お客様から書面により解約の申し出があった日を以って、解約（退会）とさせていただきます。

1. クーリングオフ期間経過後も、受講契約有効期間中は、将来に向かっての契約中途解約が可能です。中途解約は原則として書面により申し出るものとし、本校がその書面を受理し、かつ貸与した教材の返還を受けた日を解約日とします。
2. 受講生が未成年の場合は、親権者が解約を申し出るものとします。
3. 受講時間をすべて消化した場合や有効期限の終了後は解約できません。

・受講開始前の契約解除の場合

1. 事務手数料・解約料として10,800円（税込）をお支払いいただきます。
2. お支払い済みの金額から上記費用を差し引いた金額を返還します。また、お支払い済み金額が上記費用に満たない場合は、その差額をお支払いいただきます。

・受講開始後の契約解除の場合

1. 入学金のほか、以下の算出方法で出された金額をもとに解約に伴う費用を違約金として頂きます。

中途解約による違約金の算出方法

提供済み受講料（受講期間経過日数により計算いたします。）

契約残金（未提供受講料）の20%または5万円のいずれか低い金額

○その他

支払い停止の抗弁権

受講者が受講契約に関して信販会社のローンを利用している場合は、前条までの規定により、本校が受講者に返還すべき受講料があれば、その金額については当該信販会社に対して、支払いを停止することができます。

（但し、契約金額が4万円に満たない場合、契約が受講生にとって商行為となる場合及び抗弁の主張が信義誠実な内容に反する場合は支払いを停止することができません）

○前受け金の保全措置

特にありません。